

大切にしたい 優しい気持ち 温かい心

12月4日～10日は人権週間

12月10日は人権デー

人権は難しいものでしょうか。また、自分には無関係のことでしょうか。

そんなことはありません。日々の生活の身近な場面で、人権に関することはさまざまあります。

日常のあなたの言動が、周囲に勇気を与え、支えになっている半

面、心を深く傷つけている場合もあります。

自分を大切にすることと同じくらいほかの人も大切にすること。みんなが幸せに暮らしていくために、自分に何ができるのか考えてみましょう。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

暮らしのなかにも身近な人権問題があります

ここで紹介しているものは一例です。

人権に関する困りごとは、迷わず相談しましょう。



インターネット上での誹謗中傷・特定地域に対する差別



ワクチン接種を希望しない人への差別



子どもへの虐待



配偶者等への暴力(DV)



高齢者への暴言・暴力



障がいをもととしたサービス提供の拒否



職場におけるハラスメント



性自認・性的指向に対するからかい・いじめ



特定の国籍の人々への差別的言動(ヘイトスピーチ)

▶ 相手を思いやり、尊重し合う地域社会に向けて

人は誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を有しています。コロナ禍において、命の尊さ、絆の重要性を再認識した今こそ、改めて私たち一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識を持ち、相手を思いやり、尊重し合う地域づくりを進めていくことが重要です。それはまた、この荒川の街に息づく、郷土を愛し、人を思いやる温かい心と共通するものです。区では、こうした地域社会の実現に向けて引き続き全力で取り組んでまいりますので、区民の皆様におかれましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。

我が国においても、近年、児童や高齢者に対する虐待や、配偶者暴力等、社会的に弱い立場の方々の人権侵害が増加しています。また、長引くコロナ禍で、感染者等に対する差別や偏見等、さまざまな人権課題が浮き彫りになってい

ま。二十一世紀は「人権の世紀」と言われています。これは、すべての人の人権が尊重され、幸福を実現できる時代にしたという世界中の人々の願いが込められたものです。しかし、現実には、今もなお、世界各地で紛争や迫害により、子どもを含めた罪のない多くの人々の命が失われており、人種や性別等を理由とする人権侵害も後を絶ちません。



荒川区長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎